



受信箱 (全139990件)

たんぽぽ舎です。【TM...

メールを検索...

メールの検...

メールの作成

返信

転送

移動

印刷

迷惑メール

削除

操作

設定・利用規約

メールフォルダー

受信箱 112462

下書き 1107

送信済みメール

迷惑メール 2

ゴミ箱 10

個人フォルダー

Deleted Items

KC

Sent Items

eFax

nada20 664

o 1

レグザVardia予約

登録予約 8

講演原稿

領収メール

新しいYahoo!メールを使う

連絡先

カレンダー

ボックス

受信箱(112462) nada20(664) o(1) 登録予約(8)

kumamoto84@yahoo.co.jp 21.5GB 利用

たんぽぽ舎です。【TMM:No4307】地震と原発事故情報- 6つの情報をお知らせします

文字サイズ: 小 中 大

詳細を隠

From: たんぽぽ舎

To: 熊本一規 Yahoo

詳細ヘッダー 2021/10/2, Sat 19

たんぽぽ舎です。【TMM:No4307】

2021年10月2日(土)地震と原発事故情報-

6つの情報をお知らせします

転送歓迎

★1. 10/6(水) 第97回東電本店合同抗議に参加しよう!

2011年の東電福島原発事故から、丸10年半です。

東京電力の傲慢、独善、隠蔽、無責任体質は、現在も継続中です。

東電本店合同抗議・日本原電本店抗議のご案内

東電本店合同抗議実行委員会

★2. 「東海第二原発いらない!動かさないで!」

9・11一斉行動の報告・12時から13時「千葉市東電千葉支店前」

東電は日本原電への2200億円資金援助をやめよ

中井はるみ(忘れまい3・11!反戦・反原発の会/千葉)

★3. 中電代理人が9月28日付け文書を送りつける

「祝島漁民に補償済み」との見解を繰り返すだけで質問には全く答えず

反論及び質問書を10月1日に中電に渡す

一般海域占用許可の違法性に関しても8項目の質問で追及を開始

連載「権利に基づく闘い」その23

熊本一規(明治学院大学名誉教授)

★4. 【山口】上関原発建設に向けたボーリング調査

準備作業を再開出来ず...ほか

メルマガ読者からの原発等情報2つ(抜粋)

黒木和也(宮崎県在住)

★5. 動燃幹部はなぜ死んだのか?

もんじゅナトリウム漏れ事故から25年余

高速増殖炉の「夢」と「罪」を描く新刊

細見周(ジャーナリスト)

★6. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)

◆ 全5回オンライン講座

「差別はどう生まれるのか? - 『差別はたいてい悪意のない人がする』

刊行記念 10/11(月) ~ 11月8日(月)

※9/17(金)第4回「原発いらない金曜行動」首相官邸前 立花健夫さんが
YouTubeにアップしてくれました。<https://www.youtube.com/watch?v=6V8RT5Y1GjI>



■ 3. 中電代理人が9月28日付け文書を送りつける

「祝島漁民に補償済み」との見解を繰り返すだけで質問には全く答えず

反論及び質問書を10月1日に中電に渡す

一般海域占用許可の違法性に関しても8項目の質問で追及を開始

連載「権利に基づく闘い」その23

熊本一規（明治学院大学名誉教授）

◎ 中国電力は、今回のボーリング調査を占用期間7月7日～10月6日で申請し、占用許可を受けています。しかし、7月14日に示された中電の説明文書（以下、「7.14文書」）に対し、7月16日に反論書（以下、「7.16反論書」）を中電笹木副所長に手渡したところ、「弁護士等と打ち合わせるので当分調査はしない」と言って帰り、その後、中電は田ノ浦海域に全く来ていませんでした。

その後、中電代理人末国弁護士から島民の会清水敏保代表宛に文書（8月27日付け、以下「末国文書1」）が送られてきました。内容は、平成26年の和解条項を根拠に、「中電が埋立工事や調査を再開したときは、祝島漁民は工事を妨害しない義務（不作為義務）を負う」というものです。

それに対し、9月10日に「反論書及び説明要求書」（以下、「9.10反論書」）を送りました。そのなかで、2019年12月16日付けで中電大瀬戸所長宛に提出した「12.16反論及び質問書」に列挙した質問(1)～(8)についていまだに説明がないので中電代理人たる末国弁護士が説明するように要求しました。

◎ その後、9月28日付けで末国弁護士から、2回目の文書（以下、「末国文書2」）が送られてくるとともに、翌29日、10月1日から調査を再開する旨の通知がありました。

末国文書2は、ボーリング調査に対する不作為義務が、和解条項2に基づくものでなく、和解条項3に基づくと主張していますが、和解条項3には、「違法な」や「不作為義務」の文言が盛り込まれておらず、「違法な埋立や調査に対して不作為義務を負わない」ことを明確にするために和解条項2を援用しただけの話です。いずれにしろ、損失補償を欠いた調査が違法であることには何の変りもありません。

中電は一貫して、2000年補償契約に基づいて補償した旨主張していますが、2000年補償契約で2021年にボーリング調査を行なうことを予想できていたはずはありませんし、仮に予想できていたとしても、直近3～5年の漁獲データに基づいて算定しなければならない漁業補償額を算定できたはずはありません。

これらの点をはじめとする、「12.16反論及び質問書」における8項目の質問に中電はいまだに一切答えていません。

◎ そこで、「12.16反論及び質問書」における8項目の主要なものをよりわかりやすくするとともに、新たな項目を盛り込んだ「反論及び質問書」

(以下「10.1反論及び質問書」) を作り、10月1日に田ノ浦海域で笹木副所長に手渡しました。

末国文書2は、一般海域占用許可についても言及してきましたので、「10.1反論及び質問書」には「一般海域占用許可の違法性」に関する8項目の質問をも新たに盛り込みました。

損失補償を支払うことが必要な「自由漁業を営む祝島漁民」や「共同漁業を営む四代支店(漁協)組合員」を占用許可を出す際の「利害関係人」に含めず、共同漁業の免許を受けているだけでポーリング調査によって何の損失も受けない「山口県漁協」のみを「利害関係人」としていること自体、ほんとうは違法なのです(常識でもその不合理さはわかりますが)。今後、質問等をつうじて占用許可の違法性を次第に明確にしていく予定です。

このように、中電が文書をよこす度に反論を豊富にして、中電の宿題を質・量ともに増やしています。

◎10月2日は、午前11時50分頃、笹木副所長が「帰ります」と挨拶にきて早々に帰ったそうです。午前9時頃最初に来た時にカメラを向けてきたので、「カメラで撮るな」と言ったのが効いたとのこと。実は、昨晚、肖像権(他人から無断で写真を撮られたり、撮られた写真が無断で公表されたり利用されたりすることがないように主張できる権利)の資料を送っておいたのです。

このように、権力と対峙する際、法律や権利に基づいて攻めると効果が全然違ってきます。3.11以前は、中電と共に警察が来ることもしばしばあったのですが、支援者の三浦翠さんによれば、「法律を使って攻めるようになってからは、警察が来なくなった」とのことです。

民衆が権力と闘ううえでの鍵は、自らの権利を自覚するとともに、法律に基づいて権利を主張することです。その実践を重ねてきたからこそ、中電と祝島島民の関係が、3.11以降逆転し、いまや祝島島民が先生で中電が生徒であるような関係になっているのです。

注1: 「7.14文書」, 「7.16反論書」, 「末国文書1」, 「9.10反論書」, 「12.16反論及び質問書」, 「末国文書2」, 「10.1反論及び質問書」は、私のホームページ(<http://kumamoto84.net>)に掲載しています。

注2: 2021年9月13日開催の「祝島島民の会」記者会見(報告説明者は、清水敏保代表、橋本久男氏、及び私)、2021年7月3日開催の「いのち・未来うべ」主催のオンライン学習会「上関原発と漁業権」(報告者は私)は、それぞれ、YouTubeで見ることができます(URLは次の通り)。

・「祝島島民の会」記者会見 <https://www.youtube.com/watch?v=uNgsKIjg3F0>

・オンライン学習会「上関原発と漁業権」 <https://www.youtube.com/watch?v=PZN52Cq31uM>